

## 第7回（2019年） BDK 日本人留学生奨学金募集要綱

本奨学金は、仏教研究に従事する日本人の若手研究者または大学院生が日本国外の大学や研究機関で仏教研究を行い、自分の研究を深めると同時に学んだ仏教の叡知をひろく世界に伝えて頂きたいとの願いから仏教学術振興を目的として設立されました。

### 1. 申込資格

#### (1) 日本国籍を有する者

（在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者は応募不可）

#### (2) 応募時に原則として40歳以下であること

#### (3) 大学院在籍者もしくは博士号取得者で仏教の学術研究に従事する者、あるいは当協会によりそれと同等と認められる学力を有し、仏教研究に従事する者

#### (4) 1年間留学を希望する場合、採用後1年間継続的に渡航先で研究を遂行できること

#### (5) 短期留学を希望する場合、採用後最短2ヶ月、最長6ヶ月間継続的に渡航先で研究を遂行できること

#### (6) 予め渡航先の所属機関を自ら選定し研究上の基本条件を整えられること

（当協会は紹介しません）

#### (7) BDK 日本人留学生奨学金の受給期間中、他からの海外留学のための奨学金の給付を受けないこと

### 2. 奨学金内容

#### <1年間留学支援>

(1) 対象人数 原則1名/年

(2) 留学・支給期間 原則1年間

(3) 支給金額 360万円/年（単身での滞在の場合）  
420万円/年（法的に認められた付帯家族がある場合）

\*学費、生活費等の一部とすること。

(4) 支給方法 円建で日本国内開設の口座に3ヶ月ごとに入金  
（必要書類提出確認後）

\*支給は、渡航した月からとする

(5) 渡航費 本人・家族分全て実費（エコノミークラス）を別途支給する  
（但し事前に当協会へ相談のこと）

※既に渡航先に居住している者には往路の旅費は支給しない

#### <短期留学支援>

(1) 対象人数 若干名/年

(2) 留学・支給期間 最短2ヶ月～最長6ヶ月

- (3) 支給金額 最大 30 万円/ 月  
\*学費、生活費等の一部とすること。
- (4) 支給方法 円建で日本国内開設の口座に 1 ヶ月ごとに入金  
(必要書類提出確認後)  
\*支給は、渡航した月からとする
- (5) 渡航費 本人分実費 (エコノミークラス) を別途支給する  
(但し事前に当協会へ相談のこと)  
※既に渡航先に居住している者には往路の旅費は支給しない

### 3. 必要手続・書類他

- (1) 応募
- ① 指定の奨学金申込書類一式  
(当協会のホームページからダウンロードして頂くか、当協会へ直接お申し込み下さい)
  - ② 成績証明書 (学部・大学院) 及び、修了証明書もしくは在学証明書
  - ③ 評価報告書・推薦書 (各 2 名)
  - ④ 希望する研究機関または受入先研究者からの承諾書
- ※ 現在受給している奨学金がある場合、他の奨学金へも申請している場合は、その旨正確にお知らせ下さい。
- (2) 送付方法 下記へ郵送してください。(E メール・FAX は受付ません)  
〒108-0014  
東京都港区芝 4-3-14  
公益財団法人 仏教伝道協会内  
BDK 日本人留学生奨学金審査委員会
- (3) 応募期間 2018 年 7 月 1 日から 2018 年 11 月 16 日迄  
(2018 年 11 月 16 日消印有効)
- (4) 結果の通知 BDK 日本人留学生奨学金審査委員会において公正な審査のうえ決定し、12 月末頃までに通知します。  
尚、本プログラム指定期間 (受給年度 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日) 内に留学を開始できない場合は支給を取り消します。
- (5) 報告の義務 奨学金受給者は、支給終了時に研究成果について報告書を提出して下さい。尚、報告の義務を怠った場合、奨学金を返納して頂くことがあります。

(6) 奨学金の停止、取り消し等

下記事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の停止又は取り消しを行うことがあります。又すでに支給した奨学金の全額または一部を返納していただく場合もあります。

- ① 止むを得ない事由（病気等）により研究を継続することが困難であると認められる場合
- ② 虚偽の申告又は記載事項の一方的な変更を行った場合
- ③ その他支給資格を喪失した場合
- ④ その他当奨学金の趣旨に反する行為がある場合

(7) 個人情報の保護と情報の開示について

個人情報については法律及び内部規定に則り、適切な取り扱いを致します。但し、対象者の奨学金給付情報は原則として公開し、当協会のホームページ及び新聞などに掲載致します。

## 奨学金応募の流れ

奨学金申込書類一式は、当協会のホームページ上からダウンロードして頂けます。（ご希望により郵送も致します。）申込書に希望する研究機関または受入先研究者からの承諾書1通、評価報告書・推薦状（各2通：1通は必ず現在の指導教員の推薦状を含むこと）を同封して下さい。第6回（2018年）奨学生募集期間は2017年7月1日から2017年11月17日とします。応募書類は全て、2017年11月17日消印有効です。BDK日本人留学生奨学金審査委員会において公正な審査の上、全応募者へ12月末頃までに結果が通知されます。尚、奨学金の支給は、1年間留学の場合は渡航した月からとし、円建で日本国内開設の口座に3ヶ月ごとに入金します。短期留学の場合は渡航した月から円建で日本国内開設の口座に毎月入金します。事前の支給は致しませんので予めご了承下さい。

